

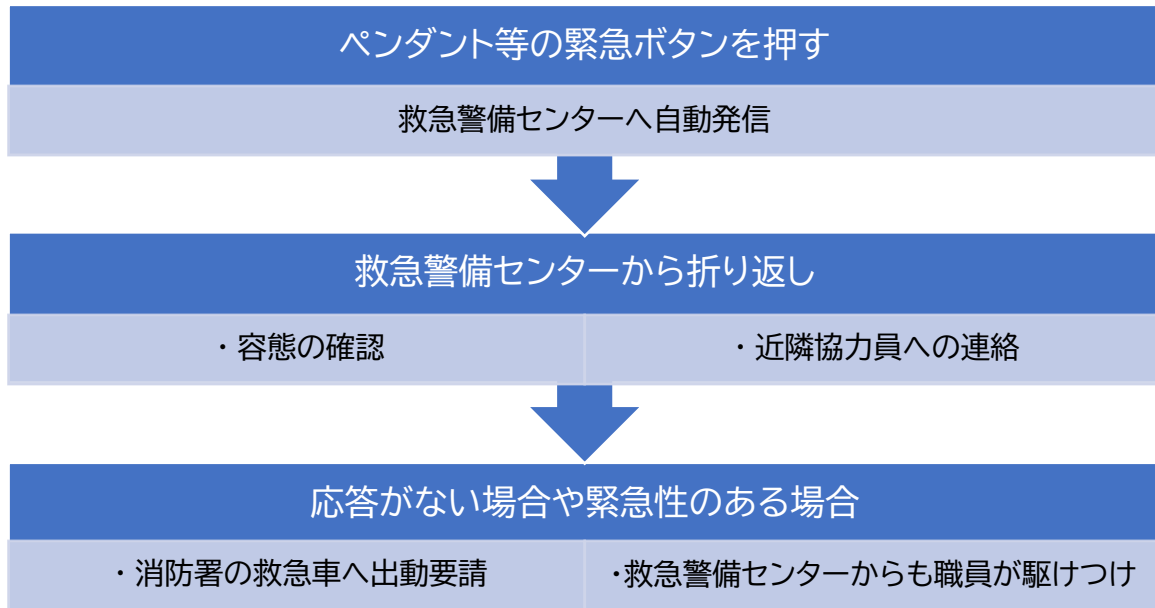
緊急通報装置設置支援事業に関するご案内



1. 事業概要

この事業は、一人暮らし高齢者及び一人暮らし重度身体障害者等に対し、緊急通報装置及び火災報知器の設置支援することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

<ご利用時のイメージ>



※救急警備センターは状況確認、救急車の要請を行う事業所の為、病院への搬送は行いません。

※月一度、安否確認と機械の保守を兼ねて救急警備センターから安心コールを行います。

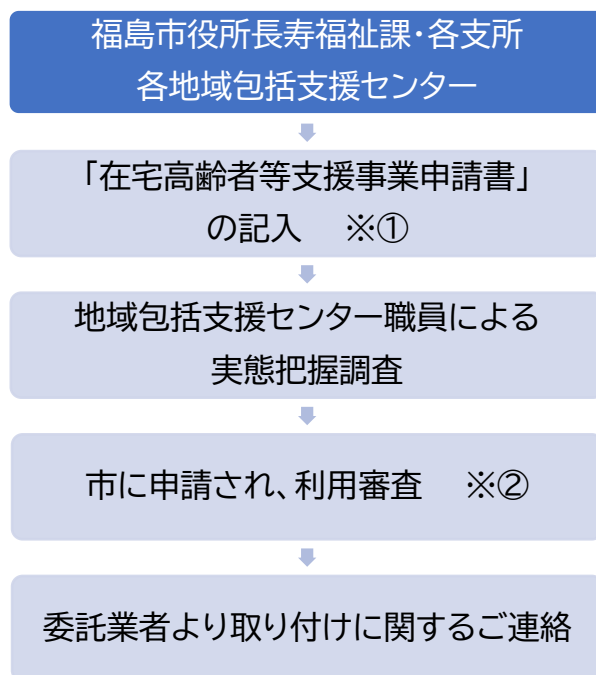
2. 対象者

- ①おおむね65歳以上の単身者及び単身の重度身体障害者で緊急時の備えが必要な方のうち、市県民税が非課税の方
- ②原則、独居の方(日中のみ独居は対象外となります)
- ③高齢者世帯での申請の場合は、世帯全員が市県民税非課税である方

3. 費用

- ・月額使用料等の費用は市が負担いたします。
- ・設置に伴う工事費用については、ご利用者様宅の電話器の配線・回線状況によって必要となる場合があります。

4. 申請方法



※①申請書中の同意書欄に必ず署名、捺印をお願いします。

※②要件に該当しない場合は、ご自身での契約をお願いしております。

利用決定した場合は、ご利用者様あてに通知が発送されます。

(市に提出後から概ね1週間程度)

○ 注意事項

1. 緊急時に対応可能な親族等の協力員を3名指定してください。
2. ペンダントによる送信範囲は設置場所の周辺部分(おおむね20~30メートル)のみとなります。これを超える部分については、送信不能となりますのでご注意ください。
3. 状況の変化(家族との同居等)により緊急通報装置が不要になった場合には、すみやかに長寿福祉課まで連絡してください。
4. 使用期間中の機器等の破損、紛失につきましては利用者の負担となります。
5. 機器の管理及び受信室は、下記の会社に委託しております。



《委託会社》 民間救急警備株式会社

〒960-8003 福島市森合字台3番地の28

TEL(024)525-0881

《お問合せ先》 福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL(024)525-7657